横浜市消防局から重要なお知らせ



違反公表制度とは、建物の利用者が、火災に巻き込まれる危険を回避するとともに、 建物の関係者による防火安全体制の強化を目的として、

重大な消防法令違反のある建物を本市のウェブサイトで公表する制度です。

具体的には…

【違反公表制度の対象となる設備】

- ●屋内消火栓設備 ●スプリンクラー設備 (火災の初期消火に有効)
 - リンクラー設備 ●自動火災報知設備 (火災の早期発見に有効)







これらの設備が消防法令上必要であるにもかかわらず,建物全体又は必要な部分において、

- ① 未設置のもの
- ② 維持管理不良で全体的な機能が失われているもの

公表の内容

①建物の名称(※) ②所在地 ③違反の内容 ④その他

※ 建物の店舗等のみに違反が生じた場合は、店舗名も公表します。(平成28年10月1日から運用)

公表の流れ

消防機関が公表該当

違反を発見



関係者へ **違反を通知** 14日経過後

本市のウェブサイトで **違反を公表**



建物関係者の方へ

重大な消防法令違反の大半が 無届の増築や接続です!

建物の増改築、用途変更等を 計画する際は、事前に相談しましょう。 横浜市内の 公表違反はコチラ

横浜消防 違反公表

検索

